

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定による。

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和35年立川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 年次有給休暇の日数（以下<u>この条及び別表第1において「休暇日数」</u>という。）は、<u>1の年度</u>を通じ20日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で任命権者が定める日数）とする。</p> <p>2 <u>5月以降において新たに職員となった者のその年度の休暇日数は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>年次有給休暇は、職員から請求があった場合に与えるものとする。</u> ただし、業務に支障があるときは、任命権者は他の時期にこれを与えることができる。</p> <p>4 <u>年度内において、全出勤日数の8割以上出勤し、その年度内に年次有給休暇の全部又は一部を受けなかつたときは、その受けなかつた日数を翌年度に限り、休暇日数に加算して受けることができる。</u></p> <p>(特別休暇)</p> <p>第10条 ……略……</p> <p>2 特別休暇の事由及び期間等は、別表第2及び別表第3のとおりとする。</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第8条 年次有給休暇の日数（以下「休暇日数」という。）は、<u>1年</u>を通じ20日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して20日を超えない範囲内で任命権者が定める日数）とする。</p> <p>2 前項に規定する1年は、<u>暦年</u>とする。</p> <p>3 <u>2月以降において新に職員となった者のその年の休暇日数は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>4 <u>休暇は、職員から請求があった場合に与えるものとする。</u>ただし、業務に支障があるときは、任命権者は他の時期にこれを与えることができる。</p> <p>5 <u>休暇年度内において、全出勤日数の8割以上出勤し、その年度内に休暇の全部又は一部を受けなかつたときは、その受けなかつた日数を翌休暇年度に限り、休暇日数に加算して受けることができる。</u></p> <p>(特別休暇)</p> <p>第10条 ……略……</p> <p>2 特別休暇の事由及び期間等は、別表第2のとおりとする。</p>
別表第1（第8条関係）	別表第1（第8条関係）
職員となった月	休暇日数

<u>5月</u>	18日
<u>6月</u>	17日
<u>7月</u>	15日
<u>8月</u>	13日
<u>9月</u>	12日
<u>10月</u>	10日
<u>11月</u>	8日
<u>12月</u>	7日
<u>1月</u>	5日
<u>2月</u>	3日
<u>3月</u>	2日

別表第2（第10条関係）

事由	期間
……略……	……略……
(子どもの看護休暇) 12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病	<u>1の年度</u> において5日（養育する子が複数の場合にあっては、10日とする。再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間

<u>2月</u>	18日
<u>3月</u>	17日
<u>4月</u>	15日
<u>5月</u>	13日
<u>6月</u>	12日
<u>7月</u>	10日
<u>8月</u>	8日
<u>9月</u>	7日
<u>10月</u>	5日
<u>11月</u>	3日
<u>12月</u>	2日

別表第2（第10条関係）

事由	期間
……略……	……略……
(子どもの看護休暇) 12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日（ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。）までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病	<u>1の年</u> において5日（養育する子が複数の場合にあっては、10日とする。再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間

にかかった当該子の世話をを行うことをいう。) のため又は予防接種若しくは健康診断（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合		にかかった当該子の世話をを行うことをいう。) のため又は予防接種若しくは健康診断（小学校就学の始期に達するまでの子に限る。）を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合	
(短期の介護休暇) 要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	<u>1の年度</u> において 5 日（要介護者が複数の場合にあっては、10日とする。再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間	(短期の介護休暇) 要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	<u>1の年</u> において 5 日（要介護者が複数の場合にあっては、10日とする。再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間
.....略.....略.....略.....略.....
(夏季休暇) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	<u>1の年度</u> の 7 月から 9 月までの期間内（任命権者が別に定める者にあっては、任命権者が別に定める期間内）における 5 日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間	(夏季休暇) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	<u>1の年</u> の 7 月から 9 月までの期間内（任命権者が別に定める者にあっては、任命権者が別に定める期間内）における 5 日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者が定める日数）の範囲内の期間
.....略.....略.....略.....略.....
(ボランティア休暇) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら	<u>1の年度</u> において 5 日の範囲内の期間	(ボランティア休暇) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら	<u>1の年</u> において 5 日の範囲内の期間

親族に対する支援となる活動を除く。) を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合		親族に対する支援となる活動を除く。) を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合	
---	--	---	--

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き在職する職員に係る施行日から平成30年3月31日までの間の年次有給休暇の日数については、この条例による改正後の立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第8条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、この条例による改正前の立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条第1項、第3項及び第5項の規定により平成29年1月1日から施行日の前日までに与えられた日数（施行日の前日までに使用した日数がある場合は、当該日数を控除した日数）に5日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮して5日を超えない範囲内で任命権者が定める日数）を加えた日数とする。この場合において、平成29年度に使用することとされる年次有給休暇は、次の各号に定める日まで使用することができるものとする。
- (1) 旧条例第8条第5項の規定により平成29年1月1日に加算された日数に係るものは、平成30年3月31日まで
 - (2) 旧条例第8条第1項及び第3項の規定により平成29年1月1日から施行日の前日までに与えられた日数に係るものは、平成31年3月31日まで。
ただし、新条例第8条第4項の規定により年次有給休暇を加算して受けることができなかったときは、平成30年3月31日まで
- 3 施行日の前日から引き続き在職する職員に係る施行日から平成30年3月31日までの間の子どもの看護休暇の日数については、新条例別表第2「子どもの看護休暇」の項の規定にかかわらず、旧条例別表第2「子どもの看護休暇」の項の規定により平成29年1月1日から施行日の前日までに与えられた日数（施行日の前日までに使用した日数がある場合は、当該日数を控除した日数）に2日（養育する子が複数の場合にあっては4日、再任用短時間勤務職員にあってはその者の勤務時間を考慮して任命権者が定める日数）を加えた日数とする。この場合において、平成29年度に使用することとされる子どもの看護休暇は、平成30年3月31日まで使用することができるものとする。
- 4 施行日の前日から引き続き在職する職員に係る施行日から平成30年3月31日までの間の短期の介護休暇の日数については、新条例別表第2「短期の介護休暇」の項の規定にかかわらず、旧条例別表第2「短期の介護休暇」の項の規定により平成29年1月1日から施行日の前日までに与えられた日数（施行日の前日までに使用した日数がある場合は、当該日数を控除した日数）に2日（要介護者が複数の場合にあっては4日、再任用短時間勤務職員にあってはその者の勤務時間を考慮して任命権者が定める日数）を加えた日数とする。この場合において、平成29年度に使用するこ

とができることとされる短期の介護休暇は、平成30年3月31日まで使用することができるものとする。

- 5 施行日の前日から引き続き在職する職員に係る施行日から平成30年3月31日までの間のボランティア休暇の日数については、新条例別表第2「ボランティア休暇」の項の規定にかかわらず、旧条例別表第2「ボランティア休暇」の項の規定により平成29年1月1日から施行日の前日までに与えられた日数（施行日の前日までに使用した日数がある場合は、当該日数を控除した日数）に2日を加えた日数とする。この場合において、平成29年度に使用することとされるボランティア休暇は、平成30年3月31日まで使用することができるものとする。